

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 海陽町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.5%
全職員	77.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	85.9%
本庁係長相当職	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.3%
31～35年	79.7%
26～30年	86.4%
21～25年	92.7%
16～20年	113.1%
11～15年	112.9%
6～10年	93.8%
1～5年	103.6%

【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」については該当職員がないため記載なし。
- ・常勤医師（2名）に占める男性の割合は100%であり、「本庁課長補佐相当職」の割合が100%であるため、相対的に「本庁課長補佐相当職」の女性職員の給与の割合が低くなっている。
- ・常勤医師（2名）に占める男性の割合は100%であり、「勤続年数31～35年」と「勤続年数26～30年」に属しているため、相対的に「勤続年数31～35年」及び「勤続年数26～30年」の女性職員の給与の割合が低くなっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員である医師（4名）に占める男性の割合は100%であり、相対的に女性の任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与の割合が低くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。